

議案第3号 農用地利用集積計画の策定について

議案第3号-1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-20	利用権の設定を受ける者	住所	■■■市字■■■■■番地		
			氏名又は名称	株式会社■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		
			住所	■■■市字■■■■■番地		
			氏名又は名称	■■■ ■■		
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所在	地番	現況 地目	面積(m ²)		利用権の種類	内容
苫小牧市字樽前	412番の内	畑	67,748の内 25,000		賃貸借権	畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		賃貸借	
令和7年4月1日	令和10年3月31日	■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年12月末迄 に■■■■ ■■ 氏の口座に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称	権原の種類		-	
-		-	-		-	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			設立年月日		農作業従事日数			
株式会社■■■■ 代表取締役 ■■ ■■			平成30年5月22日		-			
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の 事業に供している農用地の面積(m ²)			設定等を受ける者の 主たる経営作目			
農地	25,000	農地	343,048		軽種馬			
その他	-	採草牧草地	-					
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量	
男	1人	農業専従者	7人 (7人)	-	軽種馬	29頭	トラクター	3台
		農業 補助者	主として農業 に従事する者				(人)	トラック
女	人		従として農業 に従事する者				(人)	ダンプ
						軽トラック	2台	
						他農機具	一式	

※農業経営基盤強化促進法第18条の調査書は別紙5

審議結果	原案可決
------	------

議案第 3 号-2 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-21	利用権の設定を受ける者	住所	■■■■市字■■■■■■番地		
			氏名又は名称	株式会社■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■		
		利用権を設定する者	住所	■■■■市字■■■■■■番地の■■		
			氏名又は名称	■■■ ■■■		
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所在	地番	現況 地目	面積(㎡)		利用権の種類	内容
苫小牧市字樽前	388 番の内	畑	36,390 の内 29,441		賃貸借権	畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		賃貸借	
令和 7 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 12 月末迄に ■■■ ■■■氏の口 座に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称	権原の種類		—	
—		—	—			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			設立年月日		農作業従事日数			
株式会社■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■			平成 30 年 5 月 22 日		—			
設定等を受ける土地の面積(㎡)			設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の 事業に供している農用地の面積(㎡)		設定等を受ける者の 主たる経営作目			
農地	25,000		農地	343,048		軽種馬		
その他	—		採草牧草地	—				
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量	
男	1 人	農業専従者	7 人 (7 人)	—	軽種馬	29 頭	トラクター	3 台
		農業 補助 者	主として農業 に従事する者				人 (人)	トラック
従として農業 に従事する者	人 (人)		ダンプ				1 台	
女	人					軽トラック	2 台	
						他農機具	一式	

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 6

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号-3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-22	利用権の設定を受ける者		住所	■■■■市字■■■■番地	
				氏名又は名称	■■■	
		利用権を設定する者		住所	■■■■市字■■■■番地の■■	
				氏名又は名称	■■■■	
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所在	地番	現況 地目	面積(m ²)		利用権の種類	内容
苫小牧市字樽前	93番1の内	畑	46,280の内	44,041	賃貸借権	畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		賃貸借	
令和7年4月1日	令和12年3月31日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	毎年10月末迄に ■■■■氏の口座 に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称	権原の種類		-	
-		-	-		-	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			性別	年齢	農作業従事日数		
■■■			■	■■	365日		
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の 事業に供している農用地の面積(m ²)			設定等を受ける者の 主たる経営作目		
農地	44,041	農地	345,328		肉用牛		
その他	-	採草牧草地	-				
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量
男	3人	農業専従者	3人 (1人)	-	肉用牛	69頭	トラクター ロータリー 他農機具
		農業 補助者	主として農業 に従事する者				
女	1人	従として農業 に従事する者	人 (人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条の調査書は別紙7

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

所在・地番	登記地目	現況地目	面積 (㎡)	申請者																		
苫小牧市字樽前 395 番 13 の内 401 番 5 の内	畑 牧場	畑 畑	2,903 の内 60 16,081 の内 1,968 (計 2,028)	■■■市字■■■■番地 株式会社■■■■ 代表取締役 ■■■																		
転用の理由			転用の概要																			
<p>株式会社■■■■は軽種馬の生産及び育成を行っている牧場であり、現在 34 ヘクタールの牧場に於いて 30 頭の軽種馬を飼養している。</p> <p>この度、農業用施設の建設を計画している軽種馬用ウォーキングマシンは、運動不足や体調不良馬が行う軽運動や仔馬に筋力をつけ健康で健全な馬体を保つための運動をさせる施設である。施設内の間仕切りが電動で回転し強制的に走路を歩かせる構造で 6 頭を同時に運動させることができ、悪天候や季節に左右されず管理馬の運動を継続することが可能になる。</p> <p>建設位置は既存厩舎、管理通路と市道に挟まれた農地で、放牧地として利用するには手狭なため、厩舎近傍で利便性が良く建設可能であることから選定した。</p>			<p>①転用の目的 ウォーキングマシンの建設</p> <p>②施設の概要</p> <table> <tr> <td>ウォーキングマシン</td> <td>79 ㎡</td> </tr> <tr> <td>パドック</td> <td>900 ㎡</td> </tr> <tr> <td>管理敷地</td> <td>1,049 ㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,028 ㎡</td> </tr> </table> <p>③工事計画 許可日から令和 7 年 6 月 30 日まで</p> <p>④資金計画及び事業費</p> <table> <tr> <td>資金計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>■■■■■千円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設費</td> <td>■■■■■千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>■■■■■千円</td> </tr> </table>		ウォーキングマシン	79 ㎡	パドック	900 ㎡	管理敷地	1,049 ㎡	合計	2,028 ㎡	資金計画		自己資金	■■■■■千円	事業費		建設費	■■■■■千円	合計	■■■■■千円
ウォーキングマシン	79 ㎡																					
パドック	900 ㎡																					
管理敷地	1,049 ㎡																					
合計	2,028 ㎡																					
資金計画																						
自己資金	■■■■■千円																					
事業費																						
建設費	■■■■■千円																					
合計	■■■■■千円																					

※農地法第 4 条の調査書は別紙 8

審議結果	原案可決
------	------

議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について

・令和7年度最適化活動の目標の設定等(案) 別紙 9

審議結果	原案可決
------	------

議案第6号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

・地方自治法第180条の2の規定に基づく協議 別紙 10

審議結果	原案可決
------	------

議案第7号 苫小牧市食育推進協議会委員の推薦について

職名	苫小牧市食育推進協議会委員
任期	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
推薦委員名	野村 真理子

審議結果

原案可決

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整に関する
手続規程（案）及び調整基準（案）の一部改正について

- ・農業経営基盤強化促進法第16条に基づく農用地の利用関係の調整に関する手続規程（案） 別紙11

審議結果

原案可決

その他

- (1) 第21回農業委員会総会の開催について
令和7年4月28日（月）の午後1時30分から開催予定

農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による報告 確認書

(農地等の利用状況報告)

借人：■■ ■■	貸人：株式会社■■■ ■■ ■■	作成者：■■ ■■	
法 3 条第 3 項関係		判断理由	取消し に該当
第 3 項第 1 号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地を適正に利用していなと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。	事実はない。	しない
第 3 項第 2 号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保され、農地を利用している。	しない
第 3 項第 3 号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150 日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員のいずれもが常時従事している。	しない

参考

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消し に該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 株式会社■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市字■■■■番地

記載年月日		令和5年3月9日	令和6年3月6日	令和7年3月1日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	34.3	34.3	34.3	
	採草放牧地				
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の種類	農畜産物名	軽種馬	軽種馬	軽種馬	
	関連事業等名	競走馬の生産	競走馬の生産	競走馬の生産	
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総 数		1人(60)	1人(60)	1人(200)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	1人(60)	1人(60)	1人(200)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		1人	1人	1人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	1人	1人	1人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	1人	1人	1人
	(⑧か⑨のいずれの場合) 農業に常時従事し、かつ、農作 業に従事する重要な使用人の有 無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市字■■■■番地

記載年月日		令和5年3月29日	令和6年3月26日	令和7年2月27日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	67(苜46)	67(苜46)	67(苜46)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	生乳・乳牛	生乳・乳牛	生乳・乳牛	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
	合計				
	その 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総 数		5人(500)	5人(500)	5人(500)
	農地提供者	①	1人(20)	1人(20)	1人(20)
	農業常時従事者	②	4人(480)	4人(480)	4人(480)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称： 有限会社■■■■■■■■

主たる事務所の所在地： ■■■市■■■■丁目■番地■

記載年月日		令和5年3月27日	令和6年3月29日	令和7年3月6日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	97.8(苜26.3)	98.5(苜26.3)	100.62(苜26.3)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	てん菜・小麦・大豆・ トマト・デントコーン	
	関連事業等名	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	
	その他事業名				
売上高(円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		6人(60)	6人(60)	6人(60)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	5人(54)	4人(48)	4人(48)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦	1人(6)	2人(12)	2人(12)	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正 状況等を記載する)					
備考				○代表者交代 R6年4月■■■■氏から ■■■■氏に交代	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 20 回農業委員会総会 議案第 3 号—1

(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：(株)■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	譲渡（貸）人：■■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、樽前地区で軽種馬を生産しており、経営農地は全て耕作されていることから、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は農地所有適格法人であり、これまでの法人報告書からも農作業を行う必要がある日数についての条件を満たしている事が確認でき、今後も条件を満たすと見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第 2 条 3 項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人（株式会社）である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。（定款）	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人 1 名である。	適
役員要件	役員 1 名のうち 1 名が構成員であり、常時農業に従事（年間 150 日以上）すると認められる。	適

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 20 回農業委員会総会 議案第 3 号—2

(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：(株)■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、樽前地区で軽種馬を生産しており、経営農地は全て耕作されていることから、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は農地所有適格法人であり、これまでの法人報告書からも農作業を行う必要がある日数についての条件を満たしている事が確認でき、今後も条件を満たすと見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第 2 条 3 項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人（株式会社）である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。（定款）	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人 1 名である。	適
役員要件	役員 1 名のうち 1 名が構成員であり、常時農業に従事（年間 150 日以上）すると認められる。	適

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 20 回農業委員会総会 議案第 3 号—3

(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人： ■■■ ■	譲渡（貸）人： ■■■ ■■■	作成者： ■■■ ■■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	しない

農地法第4条・第5条調査書

第25期第20回農業委員会 議案第4号

申請者（4条）	譲受（借）人（5条）	譲渡（貸）人（5条）	作成者
（株）■■■■■	—	—	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判 断 項 目	該 当
【農用地区域内農地】	
農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地	✓
【甲種農地】（市街化調整区域内にある農地で特に良好な営農条件を備えている農地）	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地	—
農業公共投資後8年以内の農地	—
【第1種農地】（良好な営農条件を備えている農地）	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地	—
土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地	—
近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	—
【第2種農地】（市街地化が見込まれる区域内にある農地）	
鉄道の駅、市町村役場等からおおむね500m（区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合は、その割合が40%となるまで1kmを限度に延長可）以内の区域内の農地	—
農業公共投資の対象となっていない小集団（おおむね10ha未満）の生産性が低い農地など	—
【第3種農地】（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地）	
水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受でき、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在している（住宅等の施設を誘引することが期待できるものに限る。）	—
申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、役場等が存在している	—
住宅、事務所等ほか公共公益的施設が連たんしている	—
街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている	—
都市計画法に規定する用途地域が定められている	—
土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域	—

(2) 上記により判断した理由

（判断理由の根拠となった図面・資料等から確認）

苫小牧市農業振興整備計画で定めた農用地区域内にある農地であり、農地法第4条第6項第1号イに該当する「農用地区域内農地」である。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由

（特に第2種農地については、非農地や第3種農地に立地困難とした理由を含めて検討が必要）

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確認項目	可否	備考
資力及び信用があると認められる	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意等を得ている（賃借権、抵当権、仮登記権など）	可	所有者の同意書
申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある	—	
行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがある	—	
法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況	—	
申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある	可	土地利用計画図
申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる	可	
転用目的が土地の造成のみでない (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	可	ウオーキングマシーン

(2) 被害防除措置の妥当性

確認項目	可否	備考
土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない	—	
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない	—	
集団的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない	—	
周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない	—	

※ 必ず申請書に記載させ、妥当性の検討を行うこと。

(3) 一時転用

確認項目	可否	備考
事業終了後に確実に農地の復元がされること	—	
設定する権利が賃借権または使用貸借権であること	—	

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き（該当する場合）

確認項目	決定(予定)公告日	備考
農振法の「市町村農業振興地域整備計画」の変更手続きの状況	—	
1ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続きの状況	令和7年3月	

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書類等	備考	チェック欄
法人の登記事項証明書（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	✓
定款又は寄付行為の写し（法人の場合）		✓
土地の登記事項証明書	全部事項証明書の原本（要約書は不可） <u>転用面積は原則土地登記簿の地積による</u>	✓
地番図	公図（地籍図）等	✓

位置図及び付近の状況を表示する図面(周囲を含めた現況地目図)	最新の図面であること 必要に応じ色塗り <u>「農地区分」が明確に判断できるもの</u>	✓
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500~1/2,000程度	✓
これらの施設を使用するために必要な道路、用排水施設等の施設を表示した図面		✓
資力及び信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等 必要に応じ過去の事業実績が確認できる書類	✓
所有権者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書 地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書 賃貸借の場合は農地法第18条関係書面	— — —
他法令の許認可等の書面	都市計画法、森林法、砂利採取法等に係る関係書面の写し等	—
土地改良区の意見書	土地改良区区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等(一筆の一部を転用の場合)	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	✓
転用行為の妨げとなる権利者の同意書等	抵当権者等の同意書等	✓
事業計画書		✓
転用面積の算定根拠		✓
被害防除計画		—
工事工程表		✓
土地利用計画図		✓
造成計画図(平面図、縦横断面図)		✓
取水・排水(雨水)等関係図面		—
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書等の写し、関係機関等との協議経過書類	—
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明 (戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等)	相続未登記の場合	—
農地復元の関係書類 (砂利採取法等認可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面(土量計算等)、関係図面(縦横断面図等)など)	一時転用の場合	—
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	—
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	

令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)

都道府県名:北海道

農業委員会名:苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和 8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	53
農業経営体数	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	71
女性	32
40代以下	11

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	24
基本構想水準到達	21
認定新規就農者	6
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積		1,230			1,230

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	1,230 ha	934.0 ha	75.9 %
課題	地域によっては小規模農家が多く、農地も小さい中で担い手の高齢化も進み集積に限界がある状況となっている。また、地域の努力により新たな集積に繋げても毎年一定程度の転用があるため集積率の上昇に繋がらないことが問題である。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和 7 年度	集積率	80.6 %
今年度の新規集積面積	57.38 ha	農地面積(C)	1,230 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	991.38 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	80.6 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課題	今後も遊休農地0が継続できるように維持していく		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.54 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.108 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0 ha
--------------------------	------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者
	2 経営体	3 経営体	6 経営体
	3.79 ha	5.30 ha	16.99 ha
課題	現状空いている農地はほぼなく、高齢化や後継者不足による離農希望農家はあるが、農地の利用状況や希望面積等で、全ての新規就農希望者とのマッチングは難しい。また、市内に農業研修施設等が無いことも課題と思われる。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	68.49 ha	67.29 ha	156.88 ha	97.55 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			9.76 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	4 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	6 人
		農地利用最適化推進委員の人数	6 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
5月	①	農家実態調査結果のフォローアップ 今後の農業経営規模等の回答に対する確認及び相談等への対応
6月	②	利用状況についてのフォローアップ 利用意向調査後の状況確認
8月～9月	②	利用意向調査に向けた農地パトロール 遊休農地、違反転用等の早期発見

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	随時	相談会名	いぶり就農フェア
参加者数	数名	開催場所	未定
相談会の内容	北海道で開催する「いぶり就農フェア」に参加予定		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

苫小牧市農業委員会
会 長 今泉 宏治 様

苫小牧市長 金澤 俊
(産業経済部産業振興室農業水産振興課担当)

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について

このことについて、苫小牧市長と苫小牧市農業委員会との間の事務の委任に関して、
下記のとおり協議します。

記

令和 5 年 4 月 1 日より施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）に基づき、北海道より権限移譲を受けた下記農地中間管理事業に関する法律の事務を委任事項に追加するとともに、令和 7 年 3 月 31 日付で廃止となる農業経営基盤強化促進法に関する項目を事務委任内容から削除する。

農地中間管理事業に関する法律に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用促進計画の認可
- 2 法第 18 条第 7 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可した旨の農業委員会への通知及び広告

農業経営基盤強化促進法第 1 6 条に基づく

農用地の利用関係の調整に関する手続規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、苫小牧市農業委員会（以下「委員会」という。）が農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 6 条に基づき農用地の利用関係の調整を行うため、この調整に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

（調整委員の指名）

第 2 条 委員会は、認定農業者又は認定就農者（以下「認定農業者等」という。）から利用権の設定等を受けたい旨の申出（苫基盤強化 1 号様式）があった場合は、委員会の委員の中から調整委員 2 人を指名（苫基盤強化 2 号様式）し、当該調整委員に調整を行わせるものとする。この場合において、委員会は、申出をした認定農業者等に調整委員の名を通知（苫基盤強化 3 号様式）するものとする。

（調整基準）

第 3 条 調整委員は別表に定める調整基準をもとに、農地情報の整理、農用地の提供の促進、調整、関係権利者の同意の取付け等の農用地の利用関係の調整を行うものとする。

（調整の対象外）

第 4 条 第 2 条に規定する申出があった場合、その申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等調整の対象として不適正な事実があると認められる場合には、調整は行わないものとする。

（調整調書の提出）

第 5 条 調整委員は、調整が成立したときは、調整調書（苫基盤強化 4 号様式）を作成し、調整委員及び利用権設定等に係る当事者の署名押印の上、委員会に提出するものとする。

（台帳の整備）

第 6 条 委員会は、前条の規定による要請の内容を記載した台帳を認定農業者等ごとに整理するものとする。

（農地情報の整理等）

第 7 条 農業委員会の職員は、調整委員の指示のもとに第 3 条の農地情報の整理及び第 5 条の調整調書の作成を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

- 1 認定農業者等からの申出の内容（当該申出の内容が法第19条第1項に規定する地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容）を勘案して調整を行うこと。
- 2 利用権の設定等を受ける者は、原則として認定農業者等であること。ただし、認定農業者等に対する調整を行う上で必要な場合は、認定農業者等以外の者が利用権設定等を受ける調整も併せて行う。
- 3 複数の認定農業者等から同一の農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合は、調整委員の間で協議のうえ、当該農用地の位置その他の利用条件からみて、当該農用地を最も効率的に耕作又は養畜の事業を行うことができると認められる者に対し優先的に利用権の設定等を行う。
- 4 認定農業者等の経営する農用地の面的まとまり、利用権の継続的設定等に配慮して調整を行う。
- 5 この調整は、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんに優先して行う。